

第80回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 23 日 (水) 14:00～16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 A 会議室
- 3 出席者
会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペース
みずら理事
同 小木曾 綾 中央大学法科大学院教授
同 柿沼 トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
同 平川 和子 東京フェミニストセラピセンター所長
同 森田 展彰 筑波大学大学院准教授
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
(1) 女性活躍加速のための重点方針 2015 のフォローアップについて
(2) 女性活躍加速のための重点方針 2016 に盛り込むべき重点取組事項について
(3) 性犯罪への対策の推進について
 - ・ ワンストップ支援センターの設置状況 (内閣府調査結果報告)
 - ・ 平成 27 年版犯罪白書 (性犯罪者の実態と再犯防止) 等について (法務省から説明)
- (4) 今後の進め方について
- 3 閉会

(配布資料)

- 資料 1－1 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について (抜粋)
資料 1－2 女性活躍加速のための重点方針 2015 (抜粋)
資料 1－3 女性活躍加速のための重点方針 2015 に係る平成 28 年度政府予算内容等について (抜粋)
資料 2 第 48 回男女共同参画会議資料

- 資料 3 ワンストップ支援センター設置状況
- 資料 4－1 法務省説明資料
- 資料 4－2 法務総合研究所研究部報告 55
- 資料 5 今後の検討事項（素案）

（議事録）

○辻村会長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

第80回「女性に対する暴力に関する専門調査会」でございます。

昨年10月からしばらく間隔があきましたけれども、その間に第4次基本計画が策定されて、そして、その次の課題でございます。本日は議事次第を御覧のように、女性活躍加速のための重点方針2015のフォローアップと、2016に盛り込むべき重点取組事項について御審議をいただきます。さらに、性犯罪への対策の推進について及び今後の進め方についてという議題でございます。

それでは、最初に事務局から本日の会議資料について確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小林暴力対策推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第でございます。

資料 1－1 は、昨年の重点方針に向けて参画会議から御意見をいただいたもの。

資料 1－2 は、重点方針2015。

資料 1－3 は、重点方針2015に基づいて作成されました28年度政府予算等でございます。

資料 2 は、第48回男女共同参画会議、先日 3 月15日に開かれたものの資料です。

資料 3 は、性犯罪の被害者のためのワンストップ支援センターの設置状況の紙であります。

資料 4－1 と 4－2 は、法務省から御説明いただきます犯罪白書等の中の性犯罪関係の資料でございます。

資料 5 がまた 1 枚紙でございますけれども、当暴力の専門調査会の今後の進め方の素案ということで、後ほど御議論いただくものでございます。

加えまして、会議資料ではありませんが柿沼委員から頂戴いたしましたデートDVのパンフレットを配付させていただいております。今後の専門調査会の審議の中でも広報のあり方について議論いただくという場面がまたありますので、その際に使える資料をいただきまして、どうもありがとうございます。

以上でございます。

○辻村会長 資料についてはよろしいでしょうか。それでは本日の議事に移らせていただきます。進行につきましては議事次第の議題のうち 1 と 2、女性活躍加速のための重点方針2015のフォローアップと2016の両方合わせまして事務局からまずまとめて説明をいただき、その後で御意見を伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小林暴力対策推進室長 説明に入らせていただきます。

まず、会長からお話でしたが、前回10月27日に暴力の専門調査会を開催させていただきました。4次計画に向けて基本的な考え方、参画会議でまとめておるものの暴力の部分について御議論をいただきました。その後、別の専門調査会、計画策定の専門調査会を経て、参画会議から答申をいただき、それを踏まえて4次計画を作成して参画会議にお諮りした上で、12月25日に無事閣議決定することかできました。先生方にはいろいろ御意見等をいただきましてありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

それでは、議題の説明に入らせていただきますが、基本計画を踏まえ、その年度の取組及びその次の年度の予算要求で力を入れていく部分について、重点方針という形でそれぞれの年にまとめていくというやり方をしております。前は2015ということで6月に決まっております。まず資料1-1を御覧いただきたいと思います。こちらは昨年6月に2015の重点方針に盛り込むべき事項ということで、参画会議から御意見をいただいたものです。暴力の部分につきましては(8)で、困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備に記載しております。配偶者からの暴力でありますとか、性犯罪、ストーカー対策等々について御意見をいただいております。

それを踏まえて資料1-2でございます。同じく6月になりますが、すべての女性が輝く社会づくり本部におきまして、重点方針2015ということで決定しております。具体的には1枚資料をおめくりいただきまして3.(6)で困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備の中で、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を強力に進めていくということで、③で記載しております。

中身といたしましては黒ポツが3つございまして、1つは性犯罪の関係。罰則強化でありますとか、ワンストップ支援センターでありますとか、被害者支援の体制の充実等々書いてあります。

2つ目の黒ポツで、ストーカー総合対策に基づいてストーカー対策を総合的に進めていくということ。

3つ目の黒ポツで、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るということで重点方針として以上3つを決定しております。

それにつきまして、その後の取組状況がどうかということで資料1-3、表になっておりますA3の資料でございますけれども、整理しております。こちらにつきましては、まず左側のほうで重点方針2015で記載した3つの事項、1枚目が性犯罪の関係、2枚目にストーカー対策と若年層への啓発ということで、まず整理をして、その横に個別の施策について項目、概要、予算の額、その他、について記載をしております。

まず1ページの性犯罪の関係でございます。まず上の2つが法務省の関係でございます。性犯罪の罰則のあり方につきまして、現在、法制審議会に諮問をして審議に至っているということなどを述べております。この諮問の内容につきましては、前回10月の暴力の

専門調査会の時に法務省から説明をいただいております。

次に警察の関係が続いております、この中におきましては女性警察職員による相談体制の充実や、被害者の負担の軽減ということで医療費とカウンセリング費用の公費負担の取組、あとは証拠採取のキットをあらかじめ配布しておいて、速やかに対応できるようにしているということなどが記載をされております。

その下の内閣府の部分でございますけれども、ワンストップ支援センターの整備を進めていくということで、実証的な調査研究を進めております、予算としては27年度は1億円、28年度は今、予算審議中でございますが、8,800万円でございます。これにつきましては実証的に調査するという事で各自治体、あとはワンストップ支援センターの方で実際に業務をやっていただく形をとりまして、ノウハウを蓄えるということもございまして、実際にワンストップ支援センターの設置なり運営を進めていくという両方の側面があるかと思っておりますけれども、取り組んでいるところであります。

加えまして、内閣府におきましては、性犯罪の被害者の方の相談を受ける方の相談員を対象とした研修事業を28年度予算で計上しております。また1枚目の紙の一番下のところでございまして、犯罪被害者の支援体制の整備という中において、性犯罪被害者ということで取り組んでいる事業、男女局ではなくて犯被室のものでございますが、記載しております。

2枚目に行きまして、厚生労働省の事業でございますけれども、厚生労働省におきましても婦人相談所などにおける一時保護、自立支援の取組、PTSDの関係の対応。性犯罪被害者のみを対象としたものではあられませんが、全体の中の一部として取組をいただいておりますので、記載をしております。

続きまして2つ目のストーカー総合対策でございますけれども、これにつきましてはまずは警察庁の取組が3つほど記載しております。これにつきましては、まず警察において対応のための体制をしっかりと整備しているということや、被害防止のための物品を貸し出す経費について地方財政措置をしていること、その他加害者に対する精神医学的、心理学的手法について調査研究をする等の取組を記載しております。

続きまして、厚生労働省のところでございますが、婦人相談所における一時保護の対象として、ストーカー被害者についても対象として取り組んでいるという旨が記載されております。

次に内閣府でございますが被害者支援のためのマニュアルを作成するという事で、28年度予算に400万円ほど計上しております。

続きまして3つ目の若年層への啓発でございますけれども、これにつきましてはまず警察庁におきまして、さまざまな犯罪の形態等々を想定して、それぞれ啓発する教材等をつくり、若者本人もそうですが、保護者でありますとか関係者の方も含めて啓発をいただいていることを諸々記載しております。

また、内閣府における取組といたしましては、若年者に対して指導する機会を持ってい

る指導者の方を対象にした研修事業を行っております。27年度に加え、28年度も行う予定です。

最後、文科省におきましても、登下校中の被害防止という観点での取組を記載しています。まずこれが重点方針2015の関係でございます。

続きまして、重点方針2016についての取組が始まったところでございまして、資料2を御覧いただきたいと思います。資料2は去る3月15日の男女共同参画会議で配付された資料ですけれども、2016年の策定に向けて検討を開始するということで開始されたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、重点方針2016の検討方針についてということで、加藤大臣から骨子案ということで配られたものでございます。この中で女性に対する暴力の関係につきましては、まず上の基本的な考え方というところの●の2つ目の③でございすけれども、ひとり親など生活上の困難に陥りやすい女性への対応や女性に対する暴力の根絶など、安全・安心な暮らしの実現というところで盛り込まれておりますのと、その下の検討する具体策というところでございますけれども、女性に対する暴力の対応、性犯罪への対策の推進ということで記載されています。もちろんこれだけではなくて、また御意見もいただきながら盛り込んでいきますが、この時点における主なものということで大臣から説明がなされています。

1枚おめくりいただきまして、専門調査会についてという紙が入っているかと思いますが、今まで専門調査会につきましては計画策定でありますとか、監視でありますとか、暴力も含めて4つ置かれておりましたが、4次計画ができたことも受けまして、ひとまず重点方針の専門調査会を新設するという。あと、暴力に関する専門調査会は継続するという。2つの専門調査会の体制で検討していく。もちろん課題が生じた場合、機動的にまた別途設けることにはしておりますけれども、2つの専門調査会の体制で臨んでいくこととなっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、参画会議のメンバーでもある辻村会長から資料を配付いただきまして、意見という形で述べていただいております。この絵につきましては、まず4次計画の暴力の部分におきまして、大きな柱として9つが立っております、これについて取り組んでいくということでございますけれども、成果目標で数値目標を挙げております配偶者等からの暴力の関係や、性犯罪のワンストップ支援センターの設置の目標との絡みなどを勘案するところ、この上の1～4、特に赤字で書いているところについて当面、特に議論をしていく必要があるのではないかということで御意見をいただいたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、次の議題にも関係しますけれども、性犯罪の被害者のためのワンストップ支援センターの設置について、各都道府県に最低1カ所という形で目標を定めておりますので、そういった取組を進めるべきだという御意見をいただいております。

あと、柿沼委員からも地域における女性の活躍という観点で様々な御意見をいただく中で、そもそも男女共同参画の意識がきちんとないと、女性に対する暴力が生じやすいという御意見もいただいております。紙でお配りはしておりませんが、御紹介させていただきます。

以上でございますけれども、今後の予定としましては、今説明させていただいたフォローアップと重点方針2016の検討について御意見をいただきまして、次回また4月の中ごろに暴力の専門調査会を予定しておりますので、その時には参画会議として重点方針2016にどういう意見を言うかという文案をお諮りしていきたいと思います。なお、重点方針の専門調査会自体が今週金曜日に第1回目がありまして、あと4月にかけてさらに2回ほどございます。そういったものと並行しながら御意見をいただくような形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

資料1-1から資料2までを御説明くださいましたが、委員の皆様におかれましては女性活躍加速のための重点方針2016にかけての経緯について、まず何か御疑問、御質問はございますでしょうか。例えば資料1-3の細かな表の内容についても御説明がありましたけれども、最初に大枠のほうで何か御質問がございますでしょうか。どうぞ。

○阿部委員 質問ですが、よろしいでしょうか。

資料1-3のワンストップ支援センターの開設。こういったところに前の手引では財政的な支援はないと一番最後に一言あって、これでは都道府県でも財政的負担が大変大きいのではないかという思いがあったわけですが、今回この内閣府の項目で言いますと、開設あるいは実証的調査研究や相談員を対象とした研修の実施に予算がついておりますが、実態としてこれで比較的足りるということなののでしょうか。というのは、まだやっと半分を超えたぐらいの都道府県でセンターが設置されておりますけれども、これから設置を計画するときに、全く財政的な支援がなく可能なかどうかというところをどのようにお考えかということを開かせていただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ワンストップ支援センターについては何回も議題として出てまいりますので、まとめて御議論いただく予定でしたが、今、最初に御質問が出ましたので、この問題について関連質問あるいは回答等をお願いしたいと思います。

とくに、ワンストップセンターは資料3が配られております。現在どういうものがあるか、どこにあるかが記載されておりますので御覧ください。

○辻村会長 また、3月15日の男女共同参画会議資料2の3枚目。ここでは現在25カ所にあることが書かれているのですが、最低でも都道府県1カ所を目標にする場合に、拾い上げてみました。目に見える形で出しましたら、非常に特徴がある地域に偏在があるということもわかります。さらに、本件は第2次犯罪被害者等基本計画にもワンステップセ

ンターを設置するためのマニュアルが内閣府のホームページにもでていますが、今おっしゃったように予算の話ではなくて、モデルケースを広報して、設置を支援するための手順が書いてあるわけです。もちろんこれは重要なことですが、予算のことが何も書いていないという御意見は方々からあったと思います。その点について先ほど出てきました資料1－3というA3横長の表の中に、ワンストップセンターの開設や相談支援機能の強化等を計画する地方公共団体の取組を対象として、平成28年度調査研究費として8,800万が計上されているということです。

ちょうど明後日から重点方針の専門調査会がスタートするのですが、今日出た御意見をもとに明後日に私から発言をする予定であります。

ただ今のご意見は、ワンストップセンターへの財政的支援についてはこれまで調査費しかなかったことから、今後、ワンストップセンター設立や運営についての財政的支援についても警察、弁護士会や病院などが連携して設置することは書いてあるのですが、自治体が旗を振ればすぐできるものでもなく、モデルケースを提示することを超えた支援が必要ですという御意見について、阿部委員だけではなくて、ほかの委員からも御賛同いただけましたら、私の方からも発言したいと思っています。この点、ワンストップセンターがについて、いかがでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 自治体の取組を始めていくときに、どこが所管をして主体的にワンストップ支援センターを作っていくのか、また、それから運営を中心的に担っていく所管課がはっきり決まらないという相談がこれまであり、犯罪被害者センターがメインでやっているところもあれば、県の例えば男女課のラインでやるところもありますので、そのあたりがはっきりしていないということが、実際に関係者からすると取組を進めていくのに会議を立ち上げてからなかなか大変だという話もあるのです。

それと、病院との連携で性暴力被害者の支援をする、産科処置をするにしても病院の負担が大きいので、いわゆる地域貢献だけではなかなか病院も引き受けてくれないのではないかとこのところもあります。ですから例えばワンストップ支援センターの拠点病院になってももらったところには何らかの予算措置がなされるとか、これはまた議論が違ふと思いますけれども、そのようなメリットがないとなかなか難しいのではないかと考えています。

○辻村会長 ありがとうございました。

資料2、参画会議の資料として私から提出しましたものの3枚目の上に、成果目標という欄がございます。これは第4次基本計画の暴力の第7分野に掲載されている基本目標です。その4つのうちの1つがワンストップセンターの設置数なのです。目標を実現するために、これは国の仕事としてやるのか、地方自治体として各都道府県に設置してください、自治体が予算を自ら計上して実現してくださいという話なのか、基本計画の目標と掲げた時点で、やはりある程度明確になっていなければいけないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○小林暴力対策推進室長 まず今の直近の御質問からお答えしますと、4次計画をつくる

ときに現状の25カ所を調査するに当たりまして、資料3にも書いたのですが、タイトルが「行政が関与するワンストップセンター」という形にしております。その行政が関与すると言ったときに、自治体が関与する。都道府県でありますとか政令指定都市、もちろん一般の市町村でもいいのですが、まだそこまではいかないので、都道府県、政令指定都市が関与するワンストップ支援センターという形で調査をいたしました。

関与というところが様々でありまして、直営しているところもあります。都道府県なり政令市が委託なり補助をしているところもあります。あとは費用的なものではなくて、連携しているというレベルのところもございます。実態としてはまだ詳細をつかみ切れてはおりませんけれども、大体そういうものが様々あるということは、昨年11月の調査でもある程度はつかんでおりますけれども、今後もう少しそこは確認していきたいところではございます。

そのような中で御質問で言いますと、自治体に進めていただきたいというのが国の考えではありますが、それを支援していく必要が当然あって、その支援の中身というものがどうなのかというのが問われています。そのときにマニュアルで例を示すというのもありますし、実証的調査研究はノウハウなり困難な課題というものを実際に事業をやっているなかで調査して共有するという意味もあります。この事業は財政支援とは言えないのですけれども、実際には間接的に費用が渡っているのも事実でございまして、そういう意味で一部ではございますが、支援になっているのかなと思っています。

資料3の表の右側にやや黄色目といたしますか、肌色で実証的調査研究を使っている自治体なりワンストップ支援センターというところで○をつけておりますけれども、もともと開設していて使っているところ、開設する準備のために使っているところ等々ありまして、このリストに載っていない自治体でも、実証的調査研究取り組んでいるところで28年度や29年度の開設に向けて準備しているところもございまして、徐々に設置が進んでいくのだらうと思っています。

他方、こういう事業というのは、3年で終わるかどうかは別として、ずっと長く延々にやっていられるような事業ではありませんので、その後どうするのかというのはかなり御心配いただいているところでございます。それについて今日の国会でも聞かれておりますけれども、実証的調査研究の進捗状況とかワンストップ支援センターがどれだけ置かれているのか。あとはどのような形で置かれているのかということも踏まえて検討していくということでお答えしておりますので、こちらのほうで検討したいと思っています。実証的調査研究を続けるのか、また違う形にするのかということも含めて、どのような形にするのかというのは、夏までに検討していくということではございます。

○辻村会長　ありがとうございました。

私も第4次計画策定の時にその場面におりましたけれども、目標のところの項目については余り詳しく御審議する時間はなかったと思うのです。そうしますと、ここに行政が関与するとワンストップ支援センター設置数とぼんと出たのですけれども、行政が関与する

ときに、ここに国がお金を出すことが織り込み済みですかとか、あるいはただノウハウを教えるだけですかみたいな議論はないですね。ですからその時には。

○小林暴力対策推進室長 突っ込んだ議論はございませんが、実証的調査研究は全ての自治体に開かれてはいるので、全く裏付けがないわけではないです。

○辻村会長 ですから昨年度のものについては、ここに計上されている数字のものが予算化されている。ただ、我々のほうでこれでは不十分ではないかという御意見が例えばあって、もう少し運営、例えばノウハウを提示しますとか、あるいは周知徹底、広報費、調査費は今のところ入っているのですけれども、それでは足りないという御意見でしょうか。先ほどの原委員は、運営費についても国が援助をすべきということですか。これは自治体に援助すべきということですか。

○原委員 地方自治体の例えば県費で運営費を賄うことができるのであれば、佐賀県ではそういう形でやれていますので、すべて国が援助しなくてもできると思います。あとはそれを行政がやっていくのか、ある一定のところで財政支援をしながら民間に渡してしまうのかとか。

○辻村会長 そうですね。自主的な運営ができればいいのでしょうけれども、そこについては他の委員の方、何か御意見ありますか。

○柿沼委員 1－3の表を見ると、1枚目の一番下から2番目に性犯罪被害者と支援体制促進事業の中身として、27年度はなかったのですが、28年度は898万6,000円が予算化されていて、特に驚くのは15人に1人の女性がこの場合の性暴力に遭っているというような実態が書いてありますけれども、いろいろな部分で女性たちの心の傷というものがひどい、癒えないというものがあって、全国の中でももう少し受けとめる機関をバックアップしていただくことが必要なのではないか。心のケアです。そのように現場のほうでは思います。

例えば埼玉県でバーになっていますけれども、ここは警察と県と公益財団法人が連携をして、ワンストップということで受けているようなのですが、そういったこともあります。しっかりと受けとめてくれるところがどこか県内にはしっかりとあるということ、辻村会長おっしゃっているように県に1カ所はぜひつくっていただいて、これですと全国の差が大分あるのです。市町村さんもあるのですけれども、そういった暴力を受けた方あるいは震災とかいろいろなことで傷ついている人たちの心のケアを受けとめてもらえるようなところで、ぜひしっかりと国のほうで明確な考え方を出示してもらいたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

この点については、第4次基本計画の中でも、第7分野の74ページのエ②に性犯罪被害者についてのケアという問題が出ています。本委員会でもこの点の議論は随分しまして、医療費とカウンセリング費用の助成について検討するという言葉が入ったのです。これは全て国費で払うということまで計画で書けないので、検討するということで、実際には右側に書いてある内閣府とか警察庁、法務省その他が担当するところまでしか計画では書けなかったのです。しかし、実際には治療費代までみてもらえるのかとか、あるいはカウ

セリングの費用も無償化できるのかというところが非常に大事ではないかという議論がありましたので、こういう文言が入っています。この調査会でここに書いたようなケア、カウンセリングの費用などへの援助のついての御意見が出たことも、伝えてゆくつもりです。

○柿沼委員 まるっきりということではなくて、支えがあるということが大事なかなと思います。

○辻村会長 そうですね。ですからケアの無償化というのは言葉としては難しいので、カウンセリング費用とかそういうことでしょうか。

○柿沼委員 そうですね。相談を受けるところがあるということ。

○辻村会長 相談窓口設置とか、そのようなことですか。

○柿沼委員 そうですね。例えば何かのときに弁護士さんとか。

○辻村会長 それは実際には自治体がするのでしょうけれどもね。

この点はよろしいですか。

○小林暴力対策推進室長 御意見はまさにその通りだと思いますが、警察の方でかなり取り組んでいただいているのは事実で、それは資料1－3でも書いてございます。ただ、警察に被害を申し述べられない方への支援が課題となっていると考えています。

○辻村会長 実際に要するに物理的な傷の部分は警察が対応できますけれども、心のケアの問題が残りますから、そのところを受けとめてもらえるところが必要ですね。

○小林暴力対策推進室長 まさにそこが課題でございまして、それに加えて警察の方でもカウンセリング費用を公費負担ということで取り組んでいただいているんですが、ただ、警察に話したくないという方々をどうするかというのは、まさに御指摘の通りでありますので、そこは関係省庁とよく相談して、検討していきたいと思います。

○辻村会長 警察だけでいいのかということがあるかもしれないですね。1－3の表のちょうどこのあたりですけれども、上から6番目で、カウンセリング費用の公費負担制度の充実ということで、一部の県、警察でカウンセリング費用の公費負担制度が既に運用されているという記載はございます。ですから警察でやっているものをもっと拡充する他にも考えてくださいという御趣旨と受けとめました。

ほかにいかがですか。

○柿沼委員 加えて申し上げれば、たとえばですが、公益財団法人みたいなところに警察官OBが所属するなど、窓口設置の工夫はあると思います。要は被害者がしょっちゅう警察へ足しげく通うというわけにはいきませんので、経費負担は工夫していただければと思います。

○小林暴力対策推進室長 その辺はまさに被害者が負担にならないように、ワンストップ支援センターとよく連携してやっていくようにというのは御指摘のとおりだと思いますので、受けとめさせていただきます。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございました。

今、ワンストップセンターの話と、それと若干重なるところがあるし、違うところもある

る性犯罪被害者のケアの問題が2つ出ました。

その他にいかがですか。どうぞ。

○平川委員 今の御議論の延長線上にあると思うのですが、東京では昨年7月15日から、SARC東京が東京都から補助金という形での支援をいただき、事業に組み込まれていくという形になりましたので、お示しいただいた資料3では22番になっているようですが、SARC東京は、東京都から人件費が出ることになりました。来年度は警察に届けられないという方たちへ公費支出事業についても討議されているということがあるように聞いていますが、そのことは本当にありがたいというか、被害者の方と私たちがこれで一緒に回復をしていくために大きく重要な変化があったなと思うのです。

ただ、4年間やってみまして、警察に届け出て、そして起訴されて、裁判になりますが、その時期が終わったときのことが問題となっています。つまり事件加害者の被告人に実刑判決が出ることになったとしても、被害者の方たちは仕事を失っていたり、あるいは生活が再建するお金がほとんどないというような状況があります。その事態をどうするかというところに直面しているのです。

そうしますと、心のケアはもちろん必要ですが、その回復のスピードが仕事をして生活費を稼いだすというところに追いつかないのです。そうすると経済支援というか生活の再建支援みたいなものも視野に入れていく必要があるのではないかなと思います。実際にもSARC東京が抱える課題として大きなものになっていますので、そのあたりのことに対しても御議論いただけるとありがたいと思っています。

○辻村会長 では今の点はよろしいでしょうか。ここで資料3も性犯罪・性暴力被害者として、「性暴力」という言葉が1つ入っているだけでもかなり進歩ではないかと思っています。これは広い意味でDVとかストーカーも含んだ意味なので、刑法177条等に関するものを性犯罪の語と区別されます。なかなか十分な理解は得られないかもしれませんが、1つのステップと考えたいとは思っています。

ほかにいかがでしょうか。森田さん、どうぞ。

○森田委員 資料2の辻村先生が資料として出されている横長の資料ですが、その2番の配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進で、一番下に赤いあれがあるのですが、それより上の地域社会内での加害者更生プログラムの実態の把握や今後のあり方ということに関して、報告書などがまとまりつつあるということは聞いています。

このことについて、できれば重点課題というか、取り上げてほしいというのは、非常に今、前からこのことはこの会でしょっちゅう言っているのですけれども、ここ1年ぐらい非常に状況が変わってきていまして、ストーカーへの対策は警察が変わったからそれと連動しているのではないかと思うのですけれども、DVとかストーカーの人に警察の方が積極的にアプローチされて、それは悪いことではないのですが、逮捕するか収監するかみたいな話は割にどんどん来て、そういうストーカーだと結局相談するところに来なさいと介入するのですけれども、DVについてもそういう形でどんどん介入されているのです。内

閣府のほうが御存じかわかりませんが、それで結局、逮捕されたけれども、収監されなかったケースとかが、被害者の方がまだ余りはっきり態度が決まらないうちに、どんなんどのように介入されて、病院とかに連れてこようとしても、結局まだそこら辺の話が煮詰まらないうちにやっているの、いきなり入ってきて非常に危険な状態になってしまいう事例がすごくあちこちで行くたびに聞いていまして、それで受け皿が全然ないのです。

ですからこのプログラムの実態把握や今後のあり方に関しては一応、報告書は出るのですけれども、プログラムを最終的にやるかどうか必要でしょうけれども、それより手前のそこに導入するところのつなぎの部分で今、警察だけがどんどん先行して介入している状況で、ではその時にそれにうまく乗らなかった人は持っていき場がなくなって、表沙汰になった後、うちに被害者と警察に言われた人が戻るという状況で非常に危ない状況が切迫して続いていまして、何人かからも連絡があって、何とか話してくれとすごい言われて来たのですけれども、それでまだガイドラインを来年以降つくるなんてのんきなことを言われていては私たちは死んでしまうということで、警察との間で連携をどうするのかということも含めて、実際にそういう対応をどのように、警察官が連れて行って、あなたはDVですねと言って、取り調べますと言って、それで乗らなかったり乗ったりした人たちをどうするのかということについて、前まではのんびりということはないですけれども、やっていたのが、ちょっと状況が変わってきて非常に切迫しているということで、取り上げてもらえないかということで、本当は予算措置も今年してくれるべきだったのにと何人かから言われましたけれども、とてもそれはそういうスピードではなくて、ガイドラインを来年以降つくるということまで決まったという話を聞いているのですが、それでは全然間に合わないというように、すみません、このような場でそういう話し方をしてはいけないのかもしれませんが、取り上げる場所としてはここしかないので申し上げました。

○辻村会長　ありがとうございます。

お手元の計画については、70ページのクというところで加害者更生の取組という項目が1つ入っております。この調査会で随分御意見が出てきましたので、かなりプッシュして明示的に書いていただき、加害者更生の取組というものがそれで加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において更生のためのよりの確な処遇の実施を検討すると記載されました。プログラムを地域社会で事後に実施するだけでなく、刑事施設のことも書いてありまして、内閣府と法務省が関係府省になっておりますから、刑事施設内の問題も課題として出ています。

○森田委員　刑事と刑事に行く手前のところが連携しないとすごく危ないことになって、結局余りなかなか逮捕とか収監しないわけですので、そうなったときに非常に難しい事例が本当にたくさん出ているのはよく知っています。

○辻村会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○小林暴力対策推進室長　一言よろしいですか。繰り返しになってしまうかもしれません

が刑事手続に入った方については、それなりの対応がなされているのですけれども、入らなかった方について実態がどうかというところについて今年度調べております。御案内のように民間プログラムが今、進んでいる中で、今後取り組むべき課題があるということで今、報告書をまとめておりますので、それを踏まえて次どうするかというのは、夏の要求に向けて検討する予定です。

○森田委員 その報告書を作っている人たちからたくさん電話がかかってきたのですけれども、とにかくプログラムと収監されたという間にあるケースワークがうまくいっていないということなので、とにかく危ないけれども、帰してしまうので、逮捕されなかった場合に警察官がDVでしようと言われた人がそのまま家に帰ってしまうのです。そのつながりの部分を何とかしてくれということなので、プログラムに入った人とかはまた別だと思うのですけれども、そのままドロップアウトがありますが、そのところをきっちり作らないと、間です。また紙に書いて出します。

○小林暴力対策推進室長 そういうことを意識して検討していきたいと思います。

○辻村会長 検討しました、プログラム作りしました、という形で終わってしまうと、実際にはなかなかできないと思いますので、何らかの形で反映させたいと思います。

次の重点方針のところで、この調査会から予算化に向けてどうしても要求しておいてほしいというものが他にございますか。

○阿部委員 よろしいでしょうか。3月中旬に警察がDVの相談件数が初めて6万件を超えた。それから、内閣府でもデータがあると思うのですけれども、一方で全国的に一時保護の件数というものは微減傾向にあるのです。相談が非常に増えているのに一時保護については減少傾向だという、この内容をどのように逆に分析したらいいのかということが1つ課題だと思うのです。要するに被害の内容が変わりつつあるのかどうかということだと思うのです。

1つ例を挙げますと、20代、30代の方の中にはどうしてもスマホを離せない。一時保護につながるときの要件としてスマホの電源を切るとか、預けるということをしないと、御本人にも危険が及びますし、一時保護の施設もかなり危険な状況があるということで、どうしてもそのところを被害者の方に理解を得ようとするのですが、スマホを離すぐらいだったら一時保護は諦めますということで、かなりの件数、非常に危険度が高いにもかかわらず、スマホを預けることを諦める。そうすると逆に今の危機管理をする私たちの側、支援者側の考えが、実はニーズに対応できていないのかということを考えざるを得ないのですが、その辺の分析なり被害者への支援のあり方がある程度変わらない側面もあると思いますが、変えていかなければいけない面もあるのかどうかというあたりを、ぜひ分析していただければありがたいと思っています。

○辻村会長 調査分析ということであれば、予算的にはDVの一時保護が減少している。この一時保護の要件とか、それについての考え方とか。

○小林暴力対策推進室長 辻村先生のペーパーの中でデータのあり方の検討というものが

ございまして、実はまさにご指摘の点も含まれておりまして、相談件数がある。他方一時保護の件数もある。ただその間がどうしてそうなっているかというデータがないので、何とかとる方法を検討したいということで今、検討していますので、また改めて御報告したいと思います。

○辻村会長 この専門調査会は本日とその次の回は、重点方針2016に暴力に関することをどれだけ中に含めることができるかということできいろいろ意見を出していく会になります。それが終わりましたら時期的に6月とか7月とかに、データのあり方、分析の仕方、広報、デートDVなどの周知徹底方法とか、あとから出てくるリベンジポルノなども、今回3月17日の警察庁の報告に非常に重視して新聞が取り上げておりました。これに関する予算化の問題も含めて、どういう取組をすべきか、ということはこの調査会で議論していきたいと思っています。最後に事務局から御相談というか御報告がある予定ですので一度ここで切らせて頂いて、今日は、法務省から犯罪白書のことについて30分くらいの報告をいただく予定になっております。その後でまた法務省で御報告くださったことについての質疑がありますが、恐らくそれにも関連してくると思いますので、もう一回、最後に2016重点方針、予算の要求のところに話を戻しますので、御記憶いただいて、言い足りないことはないか考えておいてください。

そして、本日の議題として、平成27年版の犯罪白書について、これは昨年11月13日に公表されているものでございますが、性犯罪者の実態と再犯防止について、その白書をお作りになった当事者からの御報告をいただくことになっております。30分という予定を伺ってございましたけれども、お願いしてよろしいでしょうか。

○法務省富田研究官 法務省法務総合研究所の富田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は私どもの研究内容について説明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

先ほど御紹介いただきましたとおり、法務総合研究所におきましては、毎年11月ごろに犯罪白書というものを公表してございます。直近の昨年11月に公表した平成27年版の犯罪白書では、性犯罪者の実態と再犯防止というテーマで特集を組ませていただいております。

御承知のとおり性犯罪は、国民が身近に不安を感じ、社会的関心の高い犯罪の1つと言われています。また、犯罪対策閣僚会議というものがございまして、そこで平成24年7月に決定しました再犯防止に向けた総合対策の中においても、性犯罪者に対する指導、支援の強化というものが重点施策の1つとして掲げられているところでございます。そのため、法務総合研究所におきましても、平成25年度から性犯罪に関する総合的研究というものを進め、その成果の一部を昨年の平成27年版の犯罪白書の特集として掲載させていただいた次第でございます。

本日は、まず私の方からその概要等を簡単に御説明した後、先生の皆様方からの御質問につきましては、この研究に中心にかかわってきた高橋研究官とともに対応させていただきたいと存じます。

まずお手元に資料を配付させていただいておりますが、A4横の資料4-1「説明資料」を御覧いただければと思います。こちらのペーパーは、表紙をめくっていただきますと右端にページ数を振っておりますが、実質3枚の中で平成27年版犯罪白書の特集の概要をまとめさせていただいたものでございまして、基本的には本日もこのペーパーに沿って説明をさせていただきたいと存じます。

また、お手元には資料4-2という扱いでございますけれども、「研究部報告55 性犯罪に関する総合的研究」という報告書も配付させていただいているところかと思えます。この報告書は、研究部における研究結果について、27年版の犯罪白書の特集の内容についてはもちろんのこと、それに加えてさらに詳細な点についても盛り込んだものでございまして、今月に入りまして、つい先日、公表させていただいたところでございますので、これにつきましても適宜御参照いただければと思います。

まずはA4横のペーパーを中心に説明させていただいています。資料4-1の1ページ目を御覧ください。こちらの左側につきましては、近年における性犯罪の情勢、動向について、公的な統計に基づいた特徴的な部分を1ページ目の左側に掲載してございます。

左上の1図につきましては、強姦や強制わいせつの認知件数や検挙件数について、昭和41年からの推移を示したものでございます。青い実線が強姦の認知件数で、点線が検挙件数になるのですが、強姦につきましては中長期的な観点から見ますと認知件数、検挙件数ともにおおむね減少傾向にあるような状況でございます。これに対しまして赤い線は強制わいせつになりますが、赤い実線が認知件数で、点線が検挙件数になります。まず赤い実線の強制わいせつの認知件数につきましては、右側に伸びているように中長期的に見ると増加傾向にございます。一番高い山が平成15年ですが、その15年をピークに一旦は減少しておりますが、近年、平成22年からは再び増加の傾向にございます。また、赤い点線の部分は検挙件数でございますが、こちらにつきましては昭和40年までは強制わいせつと公然わいせつをまとめて数字の集計をしていたようなのですが、それを区別して強制わいせつだけで統計をとり始めた昭和41年以降で、平成26年は過去最多を記録したという状況でございます。検挙人員についても過去最多を記録したという状況でございます。

その下の2図につきましては、強姦や強制わいせつで検挙された者の年齢層別の内訳、割合を示したものでございます。このペーパーでは便宜上、26年の単年のグラフで掲載しておりますが、実際の犯罪白書では過去30年間の経年のグラフを掲載しておりまして、お手元のこちらの研究部報告、冊子の9ページ目を御覧いただければと思いますが、2-1-7図に30年間の経年のグラフを掲載させていただいているところでございます。強姦、強制わいせつともに検挙された人、検挙人員に占める年齢層別の割合としては、20歳代、30歳代の部分が過去30年間、一貫して5～6割を占めている。その辺が中心になっているという点は、ここ数年変わらないという状況でございます。

ただ、例えば20歳未満の少年の割合というものが、過去30年で見ますと以前は3割台であったものが1割台へと低下し、その一方で65歳以上の高齢者の検挙人員が実数は少ない

のですが、わずかながら増加の傾向にあるといった点が特徴的な点でございます。

また、A4横のペーパーの1ページ目の左下の3図を御覧いただきたいのですが、こちらは強姦や強制わいせつの被害者の方の年齢層別の構成比を示したものでございます。こちら3つの帯グラフがありまして、強姦、強制わいせつ（女子）、強制わいせつ（男子）とありますが、強制わいせつにつきましては女性の被害者の方と男性の被害者の場合とで分けて掲載してございます。こちらこのペーパーでは平成26年の単年図で掲載しておりますが、研究部報告の冊子では14ページの2-1-13図に20年の経年の推移を示しているものがございますので、あわせて御覧いただければと思います。

強姦、強制わいせつの女子の被害者、強制わいせつの男子の被害者、いずれにつきましても、まず29歳以下の若い被害者の方が大半を占めております。とりわけ20歳未満の未成年者で被害に遭われた方は、平成26年ベースでは強姦で約4割、強制わいせつの女子の被害者では約5割に及んでいるような状況でございます。また、男子を対象とする強制わいせつにつきましては、その8割以上が未成年者で、また、6割近くが13歳未満の小児男子という点が特徴的な点でございます。

さらに、A4横のペーパーには一番左下に被疑者と被害者の関係というものが文字ベースで囲っておりますが、こちらにつきましても研究部報告の15ページに経年のグラフを掲載させていただいております。こちらにつきましても検挙件数ベースではございますが、強姦や強制わいせつの加害者と被害者の関係について、最近20年間の推移を見ると以前に比べ双方に面識がないという割合が近年は低下し、その一方で親族関係ですとか親族以外での面識がある関係の割合が上昇しているというのが近年の特徴でございます。

犯罪白書や研究部報告では、それ以外でも各種公的統計に基づいた詳細なデータを掲載させていただいておりますので、また御参考にしていただければと思います。

他方、こういった公式な統計だけでは把握しがたい点も性犯罪に限らずございます。そういった点についても可能な限り調査すべく、法務総合研究所におきましては特別調査というものを実施してございます。その調査の概要につきましては、このA4横のペーパーの1ページ目の右側に特別調査と囲っている部分の下に、特別調査の概要として記載しております。この調査の対象は平成20年7月から平成21年6月末までの1年間の間で、強姦や強制わいせつ以外の迷惑防止条例違反の痴漢などを含めた性犯罪について、全国の裁判所で懲役刑の有罪判決が確定したもの、これが総数で1,791名を対象とし、実際の裁判で使われた刑事確定記録などに基づいて、その基本的な属性や犯行の内容、前科前歴の有無や内容、さらにはその裁判確定後、5年間の再犯状況などを追跡調査などしたものでございます。

また、この調査に当たりましては、先ほど申し上げました犯罪対策閣僚会議の再犯防止に向けた総合対策の中で、性犯罪者について個々の再犯リスクを適切に把握し、効果的な指導、支援を実施することや、小児を対象とした性犯罪者などの性犯罪リスクの高い者に対する再犯防止対策の検討が重要とされていることを踏まえて、その検討に資する基礎資料を提供するためにも、この調査対象者をタイプ別に分けてより詳しく調査、分析してご

ざいます。

タイプ別にどのように分けたかということにつきましては、資料４－１のペーパーの１ページ目の右下の４図、類型化というところに記載しているとおりでございまして、基本的には罪名や被害者の年齢、被害者の方が13歳未満か否か、共犯の有無などによって調査対象者を類型化し、４図の右端のピンク色の部分を見ていただければと思いますけれども、上から単独強姦型、集団強姦型、強制わいせつ型、小児わいせつ型、小児強姦型、痴漢型、盗撮型といった７つのタイプに分けて、その特徴等を調査分析しております。

その詳細な結果につきましては、研究部報告の87ページ以降にも詳しく載っておりますが、大部な内容でございますので、その概要につきましては資料４－１の２ページ目で５図、類型別の特徴という形で簡単ではございますが、要約して記載させていただいております。

資料４－１の２ページ目の上のほうに４つのグラフが並んでおりますが、こちらにつきましては左のほうから、対象者の犯行時の年齢や就労状況、教育程度、前科などについての特徴を、先ほど申し上げました７つのタイプ別に見てグラフ化したものでございます。

特徴的なところについては丸い点線で囲わせていただいておりますが、まず犯行時の年齢について御説明しますと、左上の①犯行時の年齢の表を御覧いただければと思いますが、上からいきますと単独強姦型や集団強姦型については、いずれも29歳以下の若いときに犯行に及んだものが多いのに対しまして、真ん中の小児わいせつ型ですとか痴漢型につきましては、ほかの類型に比べて年齢層が高く、40歳以上の者の割合が高いといった特徴が見受けられました。

また、その右横の②就労状況を御覧いただければと思いますが、いずれの類型も犯行時に有職であった、仕事を持っていた者の割合が６割以上を占めているのが特徴でございまして、特に強制わいせつ型では８割以上が有職者で占めているという状況でございます。

さらに右側の③教育程度につきましては、上からいきますと単独強姦型や集団強姦型、さらに１つ飛んで小児わいせつ型、小児強姦型においては中学卒業、これは高校中退等も含んでおりますが、その割合が高いのに対しまして、下のほうの痴漢型や盗撮型につきましては比較的高学歴、大学進学までいった者の割合が高いといった特徴が見受けられました。

また、上の右端の④前科関係につきましては、ピンク色のほうが性犯罪前科で、紫色が性犯罪以外の違うタイプの異種前科なのですが、まず上から単独強姦型や集団強姦型、１つ飛びまして小児わいせつ型におきましては、性犯罪以外の青い部分の前科、異種前科のある者が２～３割近くを占めています。それに対しまして痴漢型や盗撮型につきましては、性犯罪前科のある者が多いといった点が特徴的なところでございます。

ただ、今回の調査ではサンプリングの関係上、懲役刑の有罪判決を受けた者を対象としておりまして、痴漢や盗撮といった迷惑防止条例違反につきましては懲役刑の他に罰金刑もありますので、本件調査の前に既に罰金等の処分を受けている者が少なからず含まれて

いるという点については、御留意いただければと思います。

さらに、同じ2ページの中央左側の⑤を御覧いただければと思います。こちらは調査対象者の前歴をもとに、初めて性非行や性犯罪に及んだ年齢を見たものでございます。全体として7つのタイプ全体では、29歳以下の若年時に初めて初回の性非行、性犯罪に至っているものが約半数を占めているのですが、これをまたタイプ別に見ると1つの特徴がございます。

例えば赤い折れ線部分を御覧いただければと思いますが、赤色の折れ線部分は集団強姦型でございますが、若い時期、最初の時期に急激に上昇していることがおわかりいただけるかと思います。大半の者が10代後半から30代前半のうちに初回の性非行や性犯罪に及んでいるということでございまして、ほかの類型タイプに比べて初回の性非行、性犯罪に至る年齢が若く、約半数の者が24歳までのうちに初回の性犯罪に至っているという状況でございます。

これに対しまして、紫色の折れ線は小児わいせつ型なのですが、こちらを見ますと20代から70代に至るまでなだらかに線が上昇していることがおわかりいただけるかと思います。この小児わいせつ型につきましては、40歳を過ぎて初めて性犯罪に至った者も約4割もいたという状況でございまして、性犯罪の類型によっても初発の性非行、性犯罪の時期が多少異なってくるというような点が見受けられた次第でございます。

さらに、中央右側の⑥につきましては、調査対象となっている裁判確定から5年間の間に再犯に及んだ者の割合を類型ごとに見たものでございます。もちろんこの調査対象者によっては実刑か執行猶予か否かによって服役したかどうか、さらには服役の期間によって社会内で再犯を行うことが可能となる期間が異なる点は留意していただきたいのですが、そのような点を前提としつつも、各類型の特徴を見てみますと、上から真ん中の小児わいせつ型では、ほかの類型に比べて赤い部分、性犯罪再犯（刑法犯）と書いておりますが、強姦や強制わいせつの再犯に及んだ者の割合が高いことが特徴でございます。これに対して痴漢型や盗撮型ではややピンク色の性犯罪再犯（条例違反）でございまして、痴漢や盗撮といった迷惑防止条例違反の再犯に及んだ者の割合が高いといった特徴が見受けられてございます。

これらの調査から明らかとなったタイプごとの特徴につきましては、2ページ目の下の帯のような形で囲ってまとめて記載してございます。

また、このペーパーには記載しておりませんが、犯罪白書や研究部報告では、性犯罪の再犯と関連する要因というものを探るために、年齢ですとか就労状況、前科、性犯罪、事件の内容などと性犯罪の再犯との関連について、執行猶予者と実刑になった者との分けて分析をしてございます。

その内容につきましては、研究部報告であれば128ページから130ページにかけて掲載させていただいております。執行猶予者と出所者双方において、性非行による前歴や保護処分歴あるいは性犯罪による前科前歴のいずれかがあることといったことや、被害者に面識

のない者を含むこと、犯行時の婚姻状況や未婚であることといった事情と、性犯罪再犯との間に有意な連関が認められました。

また、執行猶予者におきましては、初回の性非行、性犯罪の年齢が29歳以下ということに該当する者が、そうでない、該当しない者に比べて性犯罪の再犯率が有意に高いということ。それから、出所受刑者、実刑になった者においては、犯行時に無職であることや、非接触型の性犯罪の1つともいわれる公然わいせつの前科があること、犯行時に執行猶予中であったことに該当する者が、そうでない者に比べて性犯罪の再犯率が有意に高いという結果が認められました。

白書には掲載していないのですが、お手元にある研究部報告では矯正、刑事施設における性犯罪者再犯防止指導の実施結果と、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムのうちのコアプログラムの実施結果をもとに、処遇プログラムの受講の有無と再犯の状況についても分析し、一定の効果検証を行っております。その内容につきましては研究部報告の135ページ以降に掲載させていただいておりますが、処遇プログラムの受講が性犯罪以外の再犯を含む全再犯や、性犯罪再犯のリスクを減少させる旨の結果が得られたというところでございます。

資料4-1に戻りますと、このペーパーの3ページ目には、左側に性犯罪の動向分析や特別調査の結果の概要をまとめて記載させていただいております。これらの結果を踏まえて右側にあるような点について、一定の提言をさせていただいているところでございます。

1点目は初期対応の重要性といった点でございます。性犯罪は少年や若年期に犯行に及ぶ者が多いということから、初期段階で重点的に働きかけを行うことが重要であるということでございます。

また、痴漢型につきましては、若い人が及ぶというわけではありませんが、犯行が常習化している者が少なくないということからすると、再犯防止のためには犯罪傾向が悪化する前の早目の段階で、より適切な処遇が必要だろうという点でございます。

2つ目は、性犯罪者特有の問題性に対する処遇という点でございます。性犯罪者処遇プログラムにつきましては、これによる指導が必要なものについては、できるだけ多くの者に受講させる体制を確保していく必要がございます。また、そのプログラムの効果を上げるためにも適切な受講対象者の選定をすることに加えて、これを実施する側の実施者の育成についても、引き続き重要だろうと考えられます。

3つ目につきましては、総合的な働きかけの重要性といった点でございます。一言で性犯罪者と申しまして、先ほども申し上げておりますが、タイプによってその特性や問題性にはさまざまなものがございますし、そういった問題性に応じた処遇の充実を図る必要がございます。

また、性犯罪者の中には同じような犯行、性犯罪を繰り返す者もいれば、性犯罪だけに限らず、異種前科がある者がいるように、犯罪一般に親和性の高い者もおります。また、性犯罪者の中でも資料4-1の3ページ目の左上の6図を御覧いただければと思いますけ

れども、満期釈放者では適当な帰住先、居場所が確保されていなかったり、性犯罪者の中では有職者が多いとはいえ、7図を御覧いただければと思いますが、無職者は再犯等に及ぶ者の割合が高いなど、再犯防止一般としても重要視される居場所と仕事の確保というものにつきましては、性犯罪者の処遇においても重要と考えられます。

こういった点を犯罪白書や研究部報告において入れさせていただいているところがございます。

以上、駆け足となりましたが、犯罪白書の特徴の概要について御説明申し上げました。犯罪白書と研究部報告につきましては、法務省のホームページでも全文が御覧いただけます。どなたでも御覧いただけますので、これを機会にぜひ御活用いただければと思います。御清聴ありがとうございました。

○辻村会長 ありがとうございました。

時間の制約がある中でまとめていただきまして、よくわかりました。犯罪白書の6編に詳しく性犯罪について出ておりまして、その中の4章に特別調査という章がございます、今日はその特別調査の結果を中心にお話いただきましたが、委員のほうから何か御質問はございますか。森田委員、どうぞ。

○森田委員 この会議なので、この中で親族とか知人が多いということと言うと、DVとか児童虐待に入る事例もあると思うのですけれども、その辺の分析はありますか。

○法務省富田研究官 御質問ありがとうございます。

一応、犯罪白書の中で挙げさせていただいております先ほどの被害者と被疑者の関係、研究部報告ですと15ページになりますが、私どもが入手できた範囲では、強姦と強制わいせつという罪名で検挙された者でございます。DV等の関係で検挙されたものは、こちらにデータはない状況でございます。

○森田委員 正直、児童虐待、性的な虐待で、特に年齢の高い子たちが虐待を受けた場合、性犯罪の類型に入ってくる可能性があるわけですが、児童相談所などは余り実質的に介入できていないのです。その辺でなかなか難しいのですが、この中でもそういう問題性があった場合に、帰住先がまた親族に戻ってしまうとか、発見という点で親族だと発見が難しかったり、起訴に持っていくのが難しいということもあってなかなか手につかないということがあるのではないかというあたりを、ぜひもし分析していただけないとか、実際の具体的な対応に反映してもらえないかというのが要望としてはあります。

○辻村会長 要望ということでよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。山田委員、どうぞ。

○山田委員 中央大学の山田と申します。

報告ありがとうございました。私は社会学をやっているもので、経年変化や国際比較等に興味がありますので、もしよろしければ。ただ、すごく抑制的な、研究的な報告で数値の変化だけですので、解釈等いろいろあると思いますが、難しいかと思いますが、その点に関してもし触れていただければと思うのですが、3点あります。

まず第1点は、強姦とかそのほかの犯罪に関しても低下傾向にある中、強制わいせつが1999年から極度に増えた。社会学では例えば自殺統計の場合は97年から98年にかけて、御存じだと思いますが、突如何千人も増えた。その背景には経済的な不況なり倒産なりリストラがあったと推定しているのですけれども、ここで余りにも増え方が激しいということは、多分2つの解釈が可能で、1つはいわゆる痴漢は犯罪ですとか、今まで犯罪には含まれなかった電車内での痴漢といったようなことが増えて、これだけの増加になったのか。つまり暗数が表に出たのか、それとも自殺統計のように現実にはいろいろなわいせつ犯罪をする人たちが増えたのか、どちらの解釈が妥当だと思いますか。両方あると言われるかもしれませんが、妥当だと思いますかというのが第1の質問です。

第2の質問は、これも犯罪社会学などでは少年犯罪というのはどんどん低下している。さらにセクシャリティー論では若者、少年の性欲がどんどん低下しているという、御存じだと思いますけれども、さまざまな調査結果があるのですが、実際に性犯罪を見てみても若い人は減少しているのだけれども、中高年が増えているということに関して事実はあるのですが、その背景がどのようなところにあるのかという何か示唆するデータがあるかどうか。

第3点は国際比較なのですけれども、小木曾先生が御専門なのですが、日本では性犯罪率が国際的に見て非常に低いということが知られていると思います。その理由と、かつ、最近さらに低下しているわけです。強姦等は低下しているわけですが、その理由なり諸外国との何か比較した日本の性犯罪の罪種等の特徴というものはあるのでしょうか。これから少し外れて解釈まで踏み込むところなので答えにくいかもしれませんが、もし何かありましたら、お答えできるものであれば答えていただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

3つ質問をいただきましたが、すぐ答えていただいてよろしいですか。早くお願いします。

○法務省富田研究官 いずれも犯罪白書には掲載していないところが多くて、私ども基礎資料の提供ということで余り色をつけないことが多いのですが、まず強制わいせつ等につきまして実数が増えているのかどうかという点につきましては、先ほどのペーパーの1ページ目の1図でちょうど平成11年ぐらいから急激に伸びている状況なのですが、平成11年というのは桶川のストーカー殺人もありまして、いろいろな犯罪被害者の方々に対する対応についても社会的に関心が強まった時期でもございます。その影響かどうかわかりませんが、刑事司法含めて積極的な対応をとったことも1つの事情としてあり得るかもしれませんが、それがそうだとすれば、もともとあったものが表に出てきただけで、実数として増えたと言えるかどうかかわからないということになりますけれども、結論から申し上げますと実数が増えているのか、暗数だったものが表に出てきたのかわからないとしか、私どもとしても答えられないというところでございます。

少年犯罪と高齢者、中高年の増加につきましても、これも人口比ベースで見ても、少年

の人口の低下以上に数の上では少年犯罪は減って、逆に中高年は増えているような状況でございまして、社会全体のもともとの母数の少子高齢化がある程度は影響しているのかもしれないけれども、それだけでは説明できないというところを、今回の白書には掲載しておりませんが、過去の白書でそういった点を指摘させていただいたところがございます。

3点目の国際比較の点については、申し訳ないのですけれども、私どもでまだそこまで研究に至っていない状況でございます。

○法務省高橋研究官 少年のほうで若干補足なのですけれども、お配りしている研究部報告の37ページを御覧いただいて、いただいた御質問には直接答えられるようなことは全然ないのですけれども、2-4-10図に強姦・強制わいせつ少年鑑別所被収容者の人員の推移というものがありますが、この数の推移自体は強姦が非常に減っているということと、強制わいせつは若干増えているか、少し横ばいか増えているぐらいというものがあるのですけれども、年齢層別で見ると若干特徴的なのが、②の下の方のオレンジのグラフです。年少少年と法務省では呼んでおりますけれども、主に14、15歳、中間が16、17、年長が18、19ですけれども、年少少年の強制わいせつというものが若干増えているという特徴があって、少年の中での推移自体も全般で強姦では減っている、強制わいせつでは少し増えているというものがあるのですけれども、年齢層で少し増減の傾向も異なるという特徴があります。ただ、それについて数がいかに少ないものでして、この増減についてどこまで踏み込んで分析できるかというのは、若干難しいなということで控えさせていただいております。補足情報です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、今のことに関連して強姦が減って強制わいせつが増えているということの背景について伺います。強姦罪の構成要件に関する問題では、暴行脅迫要件を厳しくとった結果、強姦ではなくて強制わいせつになったもの、あるいは同性間では、現時点では男性・男性の間のもは、強姦罪は成立せず、強制わいせつのほうに行くわけです。そのようなものがこちらに数えられているからということもありますか。それは実数的にも大きなものではないですか。

○法務省富田研究官 先ほどのペーパーの1図につきましては、あくまでも警察において認知、検挙された数ベースですので、最終的にこれが裁判でどのような構成要件で起訴されて認定されたかというものを抜きにした最初の着手の段階ですので、恐らくはそういった影響はないと思います。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございます。

他に何かありますか。

では私のほうで幾つか伺いたいのですが、まず特別調査ですけれども、何年に1回かこのような再犯率についての特別調査をされているのでしょうか。それとも性犯罪についての再犯の研究というか追跡は初めてだったのでしょうか。平成20年のデータで何か特徴がありますか。

○法務省高橋研究官 性犯罪に関する追跡調査自体を特別調査として本格的に行ったのは、今回が初めてになります。

○辻村会長 こういう問題関心がこれまでなくて、犯罪白書の特別調査に出てこなかったのだらうと思いますが、今回、章を設けてこのようなことが掲載されたというのは、それ自体、非常に画期的なことかもしれないと思いますので、また何年か後に比較ができるといいかなと思います。

それから、犯罪白書を見せていただいて、刑法犯が中心であることはよくわかるのですが、児童ポルノは特別法扱いとして入ってはいるのですが、ストーカーの規制であるとか、後から出てきますリベンジポルノとか、そういった新しい動向については記載がありません。白書では刑法の性犯罪だけに限っているわけではなくて、特別法も入っているのだけれども、ストーカーだとかそういう分け方ではなくて、ストーカーの場合も刑法犯の何条に関連するという分け方で検討されたということですか。

○法務省富田研究官 ストーカーなどの特別法犯につきましては、一部、研究部報告にも載せておりますが、基本的には犯罪白書のルーティーンとされている部分、特集とは別の部分で継続的にずっと定点観測で載せておりますので、こちらホームページで御覧いただくことが可能なのですが、今回はそういった形をとらせていただいています。

○辻村会長 わかりました。私どもの調査会で扱っているものは、ルーティーンの刑法犯以外のところが新しい状況として非常に関心のあるところですので、それがデータの扱いで今後また検討させていただきますけれども、犯罪白書にも出てこないというのは問題かもれません。今度、性犯罪が結構詳しく扱われたのですが、それ以外の問題も広く扱っていただければありがたいかなと思っております。

ほかにいかがですか。手短にお願いします。

○平川委員 今、強制わいせつが増えているというご説明をいただいたのですが、性暴力救援センター東京では全く逆転になっているのです。強姦被害という言い方ではなく私たちはレイプ被害と言っているのですが、その被害をホットラインに訴える被害者が圧倒的に多くて、強制わいせつが少ないのが実態です。そうすると、私たちは電話で聞きながら、一般的に性暴力と言ったときには、レイプというようなことのイメージというか概念といいますか、そういうものと結びついているのだらうなということを想定せざるをえなくなります。では強制わいせつの人たちはどこに相談しているのかなというようなことを日ごろから検討しているのですが、SACHICOでも実態は同じだということです。レイプ被害の方が圧倒的に多く、今ご説明いただいた認知件数とは逆転しているということですが、これはどうしてなのかなというのはこれから検討していきたいし、もしもレイプ被害を警察や公的機関には相談しにくいけれど民間団体が実施するホットラインには相談しやすいのだと考えていいのか、それであれば民間団体が運営する性暴力被害者支援ワンストップセンターの設置が重要なのではないかなと思うのですが、そのあたりをもしもお考えであればお尋ねしたいと思います。

○辻村会長 データについても、今後、いろいろ議論したいと思います。

ほかにいかがですか。それでは、お忙しいところおいでいただきまして、ありがとうございました。

残った時間、先ほどの重点項目2016に向けて先ほど出た点、ワンストップ支援センターの設置についての支援が財政的な支援がどうなのかという問題、あるいはカウンセリングなんかで都道府県で警察庁はされているということですが、ケアの費用などをどのようにそのセンターで使えるかという話とか、あとは加害者更生について刑事施設の問題も計画には出ているけれども、そこで乗らなかったような手続についてどのようになっているのかとか、いろいろ出ておりましたけれども、他に要求として出しておいたほうがいいようなものはございますでしょうか。どうぞ。

○小木曾委員 先ほどのワンストップですが、会長が未設置のところに注目されたというので大変慧眼であると思うのですが、未設置の理由に応じた対策が必要なのだろうと思うのです。それはお金がないからなのか、お金は何とかあるけれども、人がいないのか、あるいはノウハウが足りないのか。それに応じてどのような予算措置をとるのかということになるのではないかと思います。

○辻村会長 これも調査が必要ですかね。これまで設置されたところを調査したわけですね。それでどういう形態で自治体が関与しているとか、そのような調査をしたのだけれども、でもないことの調査というのは難しいですね。

○小林暴力対策推進室長 設置しているところと、設置しようというお気持ちがあるところは実証的調査研究で手を挙げてくるなり問い合わせをいただいていますので、そこまでは把握できるのですが、その気がないというところについて、問い合わせもないというところについてどのように探って対応するかというのは、御指摘を踏まえてまた考えたいと思います。

○辻村会長 これはまず都道府県でということですから、都道府県の男女共同参画担当といいたいでしょうか、そのようなところに。

○小林暴力対策推進室長 例えば設置していますか、していませんかという昨年11月の調査のときに、原先生のお話にもありましたけれども、初めて担当課を決めたという県も実際にあるようなので、そのようなところも含めていろいろこちらから問い合わせをすることかということも促進になる部分があるのだと思いますので、御指摘を踏まえてやっていきたいと思います。

○原委員 特に来年度、28年度に開設をするところは、これまでいろいろなところを視察したり、もちろん関係機関からのプレッシャーとか首長の後押しがあつて28年度に開設をするところが幾つかあるのですけれども、そこがどのような問題を抱えて、どう克服したのかというのが一番直近の設置の問題としてはわかりやすいものではないかと思うのです。

○辻村会長 わかりました。ワンストップセンターの調査を充実するという項目は入ってくるとしますので、そこにまた入れていきたいと思います。

ほかにありますか。どうぞ。

○森田委員 DVのことばかりなのですけれども、子供さんのいる場合の事例についての進め方について、医者として現場にいと非常に多くの悩みがありまして、特に面会交流とかハーグ条約で県はすごく今、ここ2年ぐらい毎週のように見ているのですけれども、結局、今は完全に父親がDVをしていたり虐待をしていても、会わせてしまうケースがほとんどなのです。それで調子がよくなりません。子供もずっと調子が悪くてそのまま大人になってしまうみたいなケースが多くて、もちろん会わせてはいけないということではないにしても、そこを誰が判断して安全を確保するかという手順について特別なのです。今はとにかく批判しづらいのですけれども、私が思うには家裁の調査官なんかも子供に会うように説得したりするので、子供がかなりトラウマ症状が出ていても会うことになってしまうのです。そういう実態をまず明らかにしてほしいというか、裁判所の判決文なんかでも虐待をしていたとはいえ、父親だからと書いてあるのです。父親だから会う。しかもそれは子供の権利として会うというのがもともとの趣旨だと思うのですけれども、子供が泣き叫んでいるのに会わせてしまうのがどうして子供の権利なのかというのは、長い目でどこかで会えるチャンスを与えていくことはとても大事だと思いますが、DVとか虐待についても認めていない段階でも会わせてしまうので、非常に大混乱でして、文脈は違いますが、ハーグ条約の場合はもともと内閣府の室まで行ってお話を聞いてきたのですけれども、DVのケースはハーグ条約の対象にしないので大丈夫だと何度も言われたのですが、起きているのは加害者はDVだと認めないので、結局もとの国に戻して裁判をやり直すことになってしまうのです。話が違ってもいいかもしれませんが、子供をめぐってのやりとりでDVの問題についての対応が非常に混乱しているというか、そのことで子供がすごく割を食っている状況が続いているので、そのことは取り上げてほしいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

DV被害者の支援の拡充のことは既に入っているわけですから、子供をめぐると実態把握ということでしょうか。面会交流の実態とか、そういうことの調査になりますか。

○森田委員 そうですね。できればハーグ条約にしても面会交流にしても、べき論ではなくて実際に調子が悪いので、この間、自殺などもありましたけれども、本当に虐待されてもう死にたいみたいに子供たちも言っている場合も多いのです。だから実態を把握していただいて、その上でべき論で会うべきだとか会わないべきだではなくて、本当に子供は困っているとか、お母さんもいろいろでしょうけれども、状況として安全な形で運営されていないと感じているので、どうなのかということを実態調査していただきたい。

○辻村会長 ありがとうございます。

そのほか重点項目に加えるべきとお考えの問題は何かありますでしょうか。

私のほうで何か今のうちに加えておいたほうがいいかなと思ったものが2つあります。

1つは、平成23年度に2月の段階でパープルダイヤルを予算化したのです。あれはその年に予算的な余裕ができて、急遽実施したと記憶しています。2月8日から3月27日まで

だけの短い期間でしたけれども、2万3,460件も電話相談があり、その結果の分析が、その後の政策の基本になってきました。電話の多くが夜間にかかってきて、急性期の性暴力被害者などの状況がわかった。だけれども、そのときのデータでは外国人とか、あるいは同性間のトラブルとか、そういう細かいところまで電話では聞かなかったということもありましたし、非常に大きな力になったと思いますから、またそれを予算化できるのであれば、そういうものをしていただければいいと思っています。

やはり今回はリベンジポルノだとかストーカーだとか、そういった問題もありますので、範囲を広げて電話相談をもう一回やってみる。

それから第2点。今指摘したリベンジポルノなのですが、先日来、3月17日の警察庁の報告を踏まえて、例えば日経の3月17日朝刊にはリベンジポルノの相談1,143件というものでかなり大きく出ています。それで多分、マスコミのほうとしては、これに関心があらわれた。朝日新聞ではストーカーのほうが出ていて、それでリベンジポルノは日経が結構出ていたと思うのですが、私事性的画像記録提供による被害防止に関する法律、知っている人は誰もいないというか、ほとんど知られていないのではないかな。それは法の不知はだめというか、法を知らないのでは済まないのですが、ほとんど知られていない状況の中でこのようなことがどんどん起こっている。若い人たちもほとんど知らないのではないのでしょうか。罰せられることも知らないし、このような被害に遭うだろうということ自体も、ですから若年層に対する防止とかそういったことというのは大きな山になってきますから、若年層の対策のところにもこのような周知、広報も含めて何かリベンジポルノ対策のようなことが入れられないかという感じは持ったのですけれども、いかがでしょうか。ほかの方、何か賛同してくだされば個人の意見ではなくて、この調査会の意見として出すことができるかなと思うのですが、いかがですか。

○阿部委員 ぜひそうしてください。

○辻村会長 ありがとうございます。

○平川委員 相談も多いです。

○辻村会長 相談が多いのですね。これはほとんどみんな知らない。DV法も私も授業なんかをしていて、450人ぐらい相手にする授業をしているのですけれども、DV法で生活の本拠を共にするまで拡大したことを知っている人と言ったら、誰もいないのです。だから広報ということは非常に重要なことで、内閣府としてデータの分析もそうですし、ジェンダー予算というかジェンダー統計とかいろいろあるのですけれども、具体的にジェンダー統計のようなことも含めて、意識調査的なことは堂々と内閣府から要求していいのではないかなと思うのです。

今、女性の活躍推進の観点で予算化が図られていますから、もちろんそれは非常に重要なことであることは間違いないのですけれども、ワーク・ライフ・バランスとかそちらのほうが中心になっていて、暴力の問題も1つ入っているのですけれども、これが法制審議会の今度の刑法改正に関連してという項目が1つ入っているだけで、実質的にここですっ

と議論してきたようなことが今のところ入っていないので、この専門調査会としては十分に検討して主張していかないといけないと思っています。この点も賛同していただけますでしょうか。ありがとうございます。

では、今日はいろいろ御意見が出ましたが、
最後は事務局から今後の進め方についてお話いただく予定です。

○小林暴力対策推進室長 今の議題の関係で、さまざまな御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

重点方針そのものの文書なり、その先に予算要求ということにいずれ結びついていくのですけれども、非常にいろいろ御意見をいただいていますので、全部文言で書いて、あと予算要求という形になるのか、別途この専門調査会でさらに詰めていくのかというのは、そこはこちらのほうで仕分けをさせていただきたいと思います。いただいた意見はできるだけ何らか生かしていくような形で整理していきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○辻村会長 では今後の進め方、今の話にも関連していきます。今後どのように進んでいくのか、そして、この調査会がどのような位置づけで、どのような役割を担っていくのかということですね。よろしくお願いします。

○小林暴力対策推進室長 では、資料5という1枚紙を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、今後どういったことを検討していくのかということでございますけれども、1、2、3、4、5、6と書いてあるのは計画の主な柱と、その中で特に近々取り組んでいくようなことを列記しております。その上で特に直近で行うべきものということでお書き以下を書いておりまして、具体的には先ほどからお話が出ておりますデータのあり方でありますとか、広報、周知のあり方でありますとか、あとは法改正後の状況、加害者更生という話もございました。ワンストップセンターの設置などを中心に進めていくこととすると、とりあえず案としてはなっておりますが、先ほどの御意見もございましたので、またそれも踏まえて加筆等はしていきたいと思います。

具体的には次回は4月の中ごろを予定しておりまして、そこではまず重点方針2016に向けた参画会議としての意見の素案の文案を見ていただくという段取りになるかと思いますが、併せてその機会を捉えまして配偶者からの暴力の関係で何かしらこちらから御説明するようなものは、重点方針とは別の話として議題として入れるようなことを考えていきたいと思っています。

その後4月意見としてまとめたものを反映して、5月ぐらいに恐らく重点方針として決定していくと思いますので、それも踏まえて2カ月に1回ぐらいを目途に、この暴力の専門調査会をまたお願いしていきたいと思いますけれども、その際は例えばデータのあり方でありますとか、広報のあり方とか、今、御審議いただいている法制審議会の結果などが出てくれば、またそれも報告するとか、状況を見ながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○辻村会長 今、御説明いただきましたように、男女共同参画社会基本法22条にもとづいて専門調査会が組織され、監視調査会だとか影響調査など作られてきました。このたび、計画調査会の仕事が終わり、廃止という形をとりましたが、暴力についてこれで仕事が終わって廃止ということは、多分将来も残念ながらないですね。暴力はどんどん大きくなって行って、シリアスになっているし、社会的問題になっているし、新しいパターンが出てきますから、そういう意味ではこの調査会は幸か不幸か永遠に調査をしないといけないというのが実態ではないかと思います。そういう意味では専門調査会の中でもコンスタントに問題を拾い上げて、いつでも出していく。調査会が休んでいる間に大きな問題が生じて、もう一回人選からやり直して調査会を立ち上げてということではできないものがありますから、継続的な調査会の存在は非常に重要だろうと思います。

ですから、もう一つの新しい調査会がこれまで監視だとか影響調査も含めた3つの機能を含んだ専門調査会になるということになっておりますけれども、われわれの調査会は継続ですので、そのような意味でこの調査会の重要性というものも自覚しながら取り組んでいきたいと思っております。ですから、この予算に係る重点項目の話が6月ぐらいで一応、時間的には終わったとしても、また次に向けてもそうですけれども、議論を続けていきたいと思っております。昨年基本計画についての地方公聴会を回っておりますときに、これも入れてほしい等のご意見をたくさんいただきました。今回全てを入れることができないとしても、その問題はずっと永続的に調査会でフォローしていきますという発言をさせていただいたこともありまして、計画について広く、さらにアップグレードしていくという観点から取り組んでいかないといけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、時間となりましたので、ありがとうございました。終わりにします。

○小林暴力対策推進室長 次回の具体的な日時の手定は、別途また近日中に御連絡します。